令和６年度　前期技能検定
主な変更点・留意点

①（実技試験受検手数料減額対象者の年齢変更について（予定））

※受検案内 P2 参照

★実技試験受検手数料の減額対象年齢が**２５歳未満から２３歳未満**へ変更される予定です。

（２級受検者は年齢要件に加え、愛知県在校生のみ減額対象となります。）

②（申請書の提出方法について）※受検案内 P4 参照

★受検申請書の提出方法を原則**当協会受付窓口への持ち込み**に戻しました。

★郵送による**申請受付期間は、窓口受付より短くなります**。※令和６年４月１２日（金）必着

★新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、メール申請は廃止としました。

③（受検手数料の納付方法について）※受検案内 P3 参照

★窓口で提出する場合

申請区分	納付方法
事業所・団体による とりまとめ申請	書類審査後、５月１７日頃までに請求書を発送します。受検手数料を指定された銀行口座へ期日までにお振込みください。（振込手数料はご負担ください）
個人申請	書類審査後、その場で現金を納めてください。

★郵送で提出する場合

受検手数料を申請書類と同一の封筒に入れて**現金書留**にて郵送してください。（封筒に金額を明記してください）

④（受検申請書・区分表の様式変更について）※受検案内 P20~25 参照

★様式を変更しましたので、**令和５年度以前のものは使用しないでください**。

⑤（キャンセル・受検区分の変更）※受検案内 P1, 3 参照

受検申請書類提出後、申請者の都合によるキャンセル・受検区分の変更は申請受付期間内（４月１６日（火）まで）に限り受け付けます。

※４月１７日（水）以降は、キャンセル・受検区分の変更はできません。

◆注意事項◆

★記入漏れや誤り、書類の不足等があると、受検申請を受理できない場合があります。

受検案内の P30【技能検定受検申請書類記入チェックシート】で必ず各項目をチェックしてください。

★受検者の都合による、試験日時や試験会場の変更、キャンセルはできません。

受検案内 P1, 6 参照

受検案内は次ページからです。
必ずお読みください。

令和6年度前期
技能検定受検案内
技能五輪愛知県大会参加案内

～主な変更点～

◆実技試験受検手数料減額対象者の年齢が25歳未満から23歳未満に変更予定（2級は愛知県在校生のみ）（P2参照）
◆受検手数料の納付方法を変更（P3参照）
◆受検申請書の提出方法を原則受付窓口への持ち込みに変更（P4参照）
◆受検申請書・申請区分表の様式を変更（昨年までの様式は使用できません）（P20～25参照）

◆受検申請窓口受付期間◆

令和6年 4月3日（水）～ 4月16日（火）（土・日曜日を除く）

◆実施日程◆

実技試験問題公表	令和6年　5月30日（木） （一部の作業については概要のみの公表になります）
実　技　試　験	令和6年　6月　6日（木）から 令和6年　9月　8日（日）まで
学　科　試　験	令和6年　7月14日（日）※ 令和6年　8月18日（日） 令和6年　8月25日（日） 令和6年　9月　1日（日）
合　格　発　表	令和6年　8月30日（金）※ 令和6年10月　4日（金）
合格証書の交付	令和6年12月中旬ごろ

※金属熱処理を除く3級職種が対象

◇目次◇

受検申請時の注意点について……P 1
1 受検手数料……P 2
2 受検申請の手続き……P 4
3 受検申請後の流れ……P 5
4 実施職種（作業）と試験実施日……P 6
5 受検資格……P14
6 試験の免除……P17
7 受検申請関係書類の記載方法と記載例……P20
8 技能五輪愛知県大会参加案内……P26
◆付録◆
1 よくあるご質問……P28
2 技能検定試験参考図書等のご案内……P29
3 技能検定受検申請書類記入チェックシート……P30

技能検定制度・技能士ロゴマーク

◆申請書提出先及び問合せ先◆

愛知県職業能力開発協会　技能検定課（定期試験G）

〒451-0035　名古屋市西区浅間二丁目3番14号（愛知県職業訓練会館）
電話：052－524－2034（直通）　FAX：052－325－5788
URL：https://www.avada.or.jp　メール：kentei@avada.or.jp

はじめに

技能検定は、働く人達の技能や知識を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、働く人達の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、特級、１級及び単一等級については厚生労働大臣名、２級、３級については、愛知県知事名の合格証書が交付され、技能士という称号が与えられます。

～申請時の注意点について～

◆以下作業の実技試験は個人での申請はできません。（詳細はP13参照）

作　業　名
鋳鉄鋳物鋳造作業
焼結作業
普通旋盤作業
数値制御旋盤作業
フライス盤作業
数値制御フライス盤作業
平面研削盤作業
円筒研削盤作業
ホブ盤作業
数値制御ホブ盤作業
数値制御形彫り放電加工作業
ワイヤ放電加工作業
レーザー加工作業
曲げ板金作業
打出し板金作業

作　業　名
治工具仕上げ作業
金型仕上げ作業
機械組立仕上げ作業
工作機械用切削工具研削作業
超硬刃物研磨作業
コールドチャンバダイカスト作業
変圧器組立て作業
内部ぎ装作業
配管ぎ装作業
電気ぎ装作業
鉄道車両現図作業
家具手加工作業
木製建具手加工作業
化学分析作業

◆抽選作業をお申込みの方

（受検者を抽選で決定する作業については、下記当協会ホームページに掲載しています）

受検者を抽選で決定する作業に申請された方は、別途抽選結果をお知らせします。

実技・学科とも受検（A甲）で申請し、どちらか一方が落選した場合は、受検区分を変更（A乙（学科試験のみ受検）又はA丙（実技試験のみ受検））します。（詳細はP3参照）

◆受検申請書提出後、申請者の都合によるキャンセル、受検区分の変更は、申請受付期間内（4月16日（火）まで）に限り受け付けます。

※4月17日（水）以降は、キャンセル、受検区分の変更はできません。

◆受検者の都合による試験日時や試験会場の変更、キャンセルはできません。

受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。（全国統一実施日で行う学科試験及び一部の実技試験を除く）試験日時や試験会場は、受検票の発送をもっての通知となります。

◆納付いただいた受検手数料はお返しできません。（詳細は P3参照）

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに
随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。
URL：https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=479

1 受検手数料（愛知県議会の議決を経て、令和６年４月１日より一部改正される予定です。）

（1） 受検手数料の額（消費税非課税）

<table>
<tr><th rowspan="3">等級</th><th colspan="4">実技試験</th><th rowspan="3">＋</th><th rowspan="3">学科試験</th></tr>
<tr><th colspan="2">一般</th><th colspan="2">高等学校、専門学校等の在校生</th></tr>
<tr><th>標準受検手数料</th><th>減額後手数料</th><th>標準受検手数料</th><th>減額後手数料</th></tr>
<tr><td>特級・１級・単一等級</td><td rowspan="4">１８,２００円</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">１８,２００円</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="4">３,１００円</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>１３,７００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３級</td><td>雇用保険の被保険者(※)
９,２００円</td><td rowspan="2">１２,１００円</td><td>雇用保険の被保険者(※)
３,１００円</td></tr>
<tr><td>上記以外
１３,７００円</td><td>上記以外
７,６００円</td></tr>
</table>

（※）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第４条１項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）

（2） 減免措置の対象となる者（特級､1級、単一等級の実技試験受検手数料は減額の対象になりません。）

・技能検定２級の実技試験を受検する者で、下記のア、イ、ウ、すべてに該当する者
・技能検定３級の実技試験を受検する者で、下記のア、イ、両方に該当する者

ア　令和６年４月１日時点で23歳に達していない者
　（令和６年度前期は平成13年４月２日以降に生まれた方）

イ　日本国籍を有し又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等であること

ウ　愛知県在校生（愛知県内に住所を有する、又は愛知県内に所在する学校等に在籍する学生及び生徒等）

※「在校生か否か」及び「雇用保険の被保険者か否か」により減免額が異なるため、以下実技試験受検手数料判定フローをご確認ください。

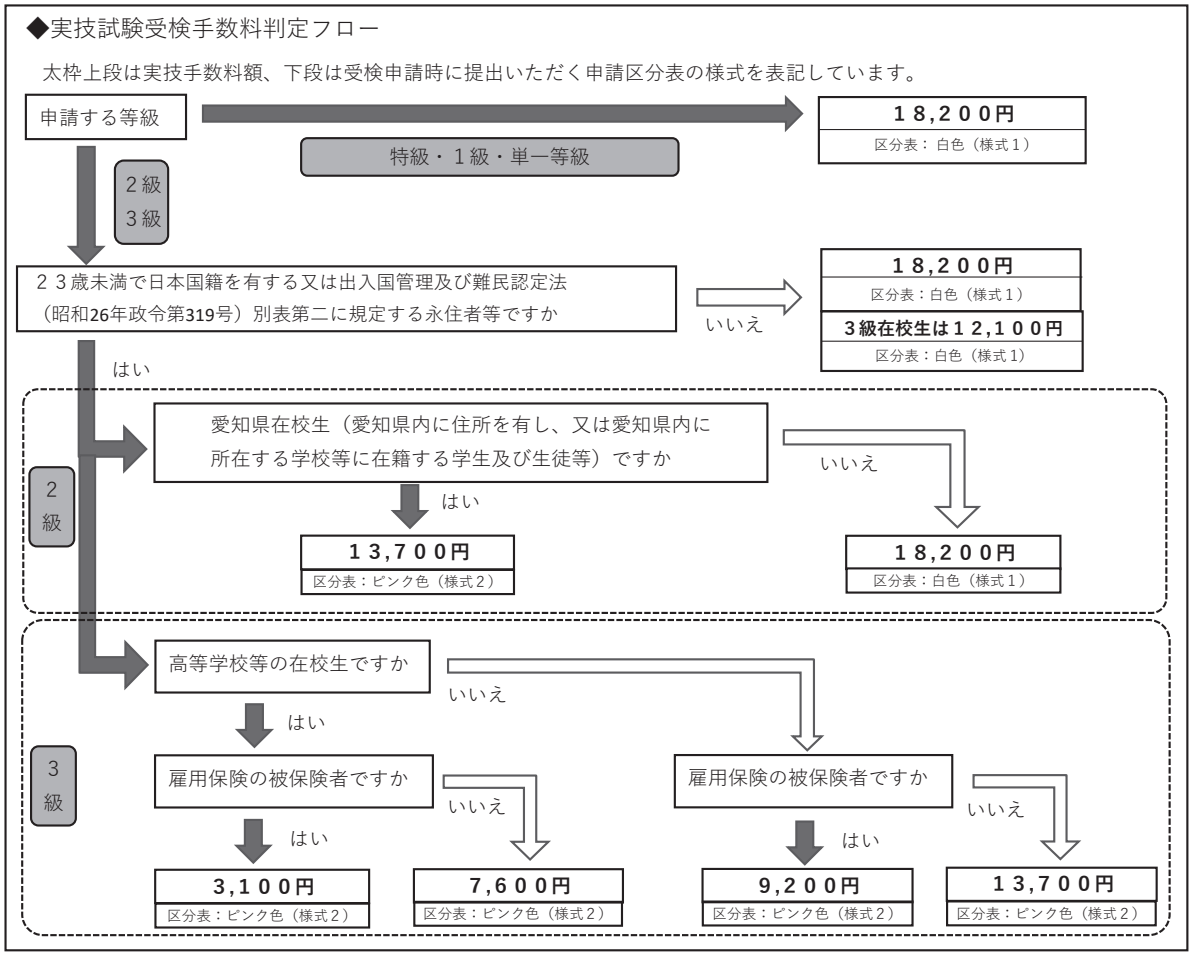

（3） **納付方法**

当協会から付与するとりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、とりまとめる受検申請者数が２名以下の場合は、原則として個人申請扱いとなります。

◆申請書を窓口で提出する場合◆

申　請　区　分	納　付　方　法
事業所・団体による とりまとめ申請	書類審査後、５月１７日頃までに請求書を発送します。受検手数料を指定された銀行口座へ期日までにお振り込みください。 （振込手数料はご負担ください）
個　人　申　請	書類審査後、その場で現金を納めてください。

◆申請書を郵送する場合◆

４月12日（金）まで（必着）に受検手数料を入れた小封筒（封入金額を明記）と提出書類を同一の封筒に入れて、現金書留として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。

Ｐ２の「１受検手数料（１）受検手数料の額」を参照のうえ、金額に過不足がないようにしてください。受検手数料の同封がない場合は、申請書は受付できません。

◆注意事項◆

納付いただいた受検手数料はお返しできません。

ただし、以下の場合は該当する受検手数料をご返却します。

①実技試験又は学科試験が中止となった場合
②抽選等で受検者を決定し、選外となった場合
③受検資格を満たしていない等申請内容の不備により申請が受理できない場合
④申請期限遅れ等申請手続きの不備により申請が受理できない場合
⑤公示していない作業や受検案内の注意事項、当協会ホームページの追加・変更情報に記載してある受検制限等により申請そのものができない場合
⑥過入金や誤入金があった場合
※上記③～⑤の場合は、振込手数料を差し引いて受検手数料をお返しします。
※上記⑥の場合は振込手数料を差し引いて超過分をお返しします。

◆抽選作業等で選外となった場合◆

【実技試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	A乙	**学科試験のみ受検（A乙）に区分変更**します。
A丙 C	実技のみ受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。

【学科試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	A丙	**実技試験のみ受検（A丙）に区分変更**します。
A乙 B	学科のみ受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。

【実技・学科とも選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。

受検申請書提出後、申請者の都合によるキャンセル、受検区分の変更は、申請受付期間内（４月１６日（火）まで）に限り受け付けます。
※４月１７日（水）以降は、キャンセル、受検区分の変更はできません。

2 受検申請の手続き

受検申請書の配布場所	・当協会、各県民事務所広報コーナー等（裏表紙参照）で配布しています。 ・郵送希望の方は当協会ホームページ「受検申請書等の入手方法・送付申込書」をご参照ください。
受付期間	**令和６年４月３日（水）から４月16日（火）まで**（土・日曜日を除く） 【申請書を窓口で提出する場合】 受付時間：午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで 【申請書を郵送する場合】 **令和６年４月12日（金）まで（必着）**
提出方法	原則受付窓口への持ち込みでお願いします。 【窓口の場合】受付期間内に当協会受付窓口へ提出書類を持ち込んでください。 （個人申請の方は、受検手数料をその場で納めてください。） 【郵送の場合】４月12日（金）まで（必着）に受検手数料を入れた小封筒（封入金額を明記）と提出書類を同一の封筒に入れて現金書留として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。受検手数料の同封がない場合は、申請書は受付できません。 送付先：〒451-0035　名古屋市西区浅間二丁目３番１４号 愛知県職業能力開発協会　技能検定課（定期試験Ｇ） ※封筒は、角形２号以上のサイズを使用し、申請書は中央のミシン目以外では折らないでください。また、封筒に朱書きで「技能検定受検申請書在中」と明記してください。
提出書類 記載方法は P20～25参照 記入チェックシートは P30参照	①技能検定受検申請書（本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳、学生証等）を左下の貼付欄に貼付けてください。） ※在校生・訓練生等は、原則生徒手帳等の写しを貼付けしてください。（P20⑩※参照） ②受検資格証明書類の写し（下位等級技能検定合格後の実務経験年数を受検資格とする方） （なお、全ての特級申請者は１級技能検定合格証書等の写しを必ず添付してください） ③免除資格証明書類の写し（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方のみ） ④技能検定作業別申請区分表 ⑤（郵送の場合）受検手数料 書類の返却は原則致しかねます。
注意事項	・受検申請にあたり、注意が必要となる作業はP12、13に記載しています（**最新情報は当協会ホームページに掲載しています。**）ので、申請前に必ずご確認ください。 ・申請書の記入にあたってはP20「７受検申請関係書類の記載方法と記載例」及び申請書裏面の「記入上の注意」をよく読んで申請者本人が記入してください。 ・ 申請書に記載された学歴・資格・経験年数等にいつわりがあったときは受検を取り消す又は合格を取り消すことがあります。 ・申請書受理後に免除資格があることが判明しても試験の免除はできません。 ・ 障がいのある方で、特別な配慮を受けることを希望される場合は、申請書提出時に文書（任意書式）にてお申し出ください。 ・同時に2 職種（作業）以上を受検申請することは原則としてできません。
個人情報の取扱い	・受検申請書に記入いただく個人情報及び本人確認書類は、技能検定の実施に関する目的以外には使用しません。

3 受検申請後の流れ

請求書発送・抽選作業の結果通知

【申請書を窓口で提出した場合（とりまとめ事業所・団体のみ）】
5月17日頃までに、請求書を発送します。
受検手数料を指定された銀行口座へ期日までにお振り込みください。（振込手数料はご負担ください）また、抽選作業を申込みされた方は、抽選結果を併せて通知します。

【申請書を郵送した場合、個人申請の場合】
抽選作業を申込みされた方のみ、5月17日頃までに、抽選結果を通知します。
（請求書の送付はありません。）

実技試験問題公表

実技試験問題公表（発送）日：令和６年５月30日（木）
（※実技試験問題を公表できない検定作業は概要のみを公表します。）
問題は、とりまとめ事業所・団体を経由して送付します。
（個人申請の場合は、受検者へ直接送付します。）

受検票発送

【実技試験】
5月 中旬頃より試験日の早い順に順次発送します。
（学科試験の実施日と同日実施する計画立案等作業試験および判断等試験は学科試験受検票に併記して送付します。）

【学科試験】
金属熱処理を除く３級…６月12日頃発送します。
上記以外……７月18日頃発送します。

試験日時、試験会場等を記載した受検票をとりまとめ事業所・団体を経由して実技試験と学科試験とは別々に送付します。（個人申請の場合は、受検者へ直接送付します。）
発送時期を過ぎても、お手元に届かない場合は当協会技能検定課（定期試験Ｇ）へご連絡ください。なお、試験の日時会場については、受検者の都合では変更できません。

正解表の公開

学科試験・計画立案等作業試験については、試験日翌日午後３時以降に中央職業能力開発協会のホームページ（https://www.javada.or.jp）で正解表が公開されます。

合格発表

合格発表日：令和６年８月30日(金)　（金属熱処理を除く３級職種）
令和６年10月４日(金)　（上記以外）
当協会からとりまとめ事業所・団体を経由して合格通知書を送付します。
（個人申請の場合は、受検者へ直接送付します。）

◆愛知県労働局産業人材育成課ホームページ（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/）に「技能検定合格者」の受検番号が1か月間掲載されます。

合否状況	ホームページ掲載	合格通知書	合格証書
技能検定合格	あり（愛知県労働局産業人材育成課HP）	あり	12月中旬頃交付
実技・学科試験いずれか一方に合格	なし	あり※	
実技・学科試験とも不合格	なし	なし	

※実技・学科試験いずれか一方に合格した合格通知書は、今後の受検免除資格の証明書となりますので大切に保管してください。

得点の開示

※得点の開示であり、具体的な採点項目については開示しません

合格発表日から１か月間、受検者本人に限り、ご自身の試験結果（学科、実技試験及び全体の得点）を閲覧することができます。受検票及び本人確認ができる書類（運転免許証等）を必ず持参し、次の開示場所へお越しください。（代理の方は閲覧できません）
開示期間：令和６年８月30日(金)から令和６年９月30日(月)まで（金属熱処理を除く3級職種）
令和６年10月４日(金)から令和６年11月５日(火)まで（上記以外）
（土・日曜日及び祝日を除く）午前９時から午後５時30分まで
開示場所：愛知県労働局産業人材育成課（愛知県庁本庁舎2階南東側）
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

4 実施職種（作業）と試験実施日

（1）全等級共通事項

ア　試験は実技試験及び学科試験が行われ、技能士になるためには、両方に合格することが必要です。

なお、実技試験又は学科試験のどちらか片方のみに合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士となることができます。（ただし、特級については、どちらか片方のみに合格した日から５年以内に限ります。）

また、合格基準は、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

イ　実技試験は、製作等作業試験のみ実施するもの、製作等作業試験と計画立案等作業試験または判断等試験を実施するもの等、職種（作業）により試験形式が異なりますのでご注意ください。

なお、計画立案等作業試験および判断等試験は実技試験の一部で、学科試験ではありません。

また、試験の内容につきましては、別冊子の『実技試験問題の概要』をご覧ください。

（協会HPでも閲覧できます。）

ウ　P6～11の表の実技試験欄に○印と併せて月／日の記入されているものは、全国統一日に実施する試験日を示します。なお、○印のみのものは実技試験実施期間（令和６年６月６日から令和６年９月８日まで）内のいずれかの日に試験を実施します。

※受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。受検票の発送をもっての通知となります。

エ　学科試験欄の月／日は、全国統一日に実施する試験日を示します。

オ　令和６年度（前期）技能検定学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和５年10月１日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。

カ　D区分（実技試験・学科試験とも免除）の受検申請は、すべての等級・職種・作業について、前期・後期いずれの申請受付期間でも受検申請することができます。

（2）実施職種（作業）一覧

○印のみのものは、実技試験実施期間（６月６日～９月８日）内のいずれかの日に試験を実施します。実際の試験日時及び試験会場は後日送付する受検票により通知します。

受検者の都合による試験日時や会場の変更、キャンセルはできません。

ア 1級・2級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12､13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業	注3		○			9/1 AM
062	造園	010	造園工事作業	注1		○	○		8/18 AM
003	鋳造	010	鋳鉄鋳物鋳造作業	注4	×	○			9/1 AM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
005	金属熱処理	010	一般熱処理作業	注1		○1級	○2級 8/25	○ 8/18PM	8/18 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	注1		○1級	○2級 8/25	○ 8/18PM	
		030	高周波・炎熱処理作業	注1		○1級	○2級 8/25	○ 8/18PM	
091	粉末冶金	020	焼結作業	注1 注4	×	○	○ 8/25PM	○ 8/25PM	8/25 AM
006	機械加工	010	普通旋盤作業	注4	×	○			8/25 AM
		200	数値制御旋盤作業	注1 注4	×	○		○ 8/25PM	
		040	フライス盤作業	注4	×	○			
		210	数値制御フライス盤作業	注1 注4	×	○		○ 8/25PM	
		120	平面研削盤作業	注4	×	○			
		130	円筒研削盤作業	注4	×	○			
		150	ホブ盤作業	注4	×	○			
		320	数値制御ホブ盤作業	注1 注4	×	○		○ 8/25PM	
		230	マシニングセンタ作業	注1			○	○ 8/25PM	
183	非接触除去加工	020	数値制御形彫り放電加工作業	注1 注4	×	○		○1級 9/1PM	9/1 AM
		030	ワイヤ放電加工作業	注1 注4	×	○		○1級 9/1PM	
		040	レーザー加工作業	注4	×	○			
007	金属プレス加工	010	金属プレス作業	注1 注2		○		○ 8/18PM	8/18 AM
008	鉄工	010	製缶作業	注2		○			8/25 AM
		020	構造物鉄工作業	注2		○			
122	建築板金	010	内外装板金作業			○			9/1 PM
		020	ダクト板金作業	注3		○			
123	工場板金	010	曲げ板金作業	注2 注4	×	○			9/1 PM
		020	打出し板金作業	注2 注4	×	○			
010	めっき	010	電気めっき作業			○			8/25 AM
		020	溶融亜鉛めっき作業				○ 9/1		
011	アルミニウム陽極酸化処理	010	陽極酸化処理作業	注3		○			8/25 AM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
012	仕上げ	010	治工具仕上げ作業	注4	×	○			9/1 AM
		020	金型仕上げ作業	注4	×	○			
		030	機械組立仕上げ作業	注4	×	○			
146	切削工具研削	010	工作機械用切削工具研削作業	注2 注4	×	○			9/1 PM
		020	超硬刃物研磨作業	注2 注4	×	○			
014	ダイカスト	020	コールドチャンバダイカスト作業	注1 注2 注4	×	○		○ 8/25PM	8/25 AM
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て作業			○			8/25 PM
016	電気機器組立て	020	変圧器組立て作業	注1 注2 注4	×	○		○ 9/1PM	9/1 AM
		030	配電盤・制御盤組立て作業			○			
166	産業車両整備	010	産業車両整備作業			○			8/18 PM
160	鉄道車両製造・整備	020	内部ぎ装作業	注4	×	○			9/1 AM
		030	配管ぎ装作業	注4	×	○			
		040	電気ぎ装作業	注1 注4	×	○		○1級 9/1PM	
		050	鉄道車両現図作業	注4	×	○ 8/25AM			
068	建設機械整備	010	建設機械整備作業	注1 注2		○		○ 8/25PM	8/25 AM
124	家具製作	010	家具手加工作業	注4	×	○			8/25 PM
125	建具製作	010	木製建具手加工作業	注4	×	○			8/25 PM
035	印刷	020	オフセット印刷作業	注3		○			8/25 PM
037	プラスチック成形	020	射出成形作業			○			8/18 PM
		040	真空成形作業	注1			○ 9/1	○ 9/1AM	
040	とび	010	とび作業			○			8/18 PM
041	左官	010	左官作業			○			8/25 PM
042	築炉	010	築炉作業			○			8/18 PM
043	ブロック建築	010	コンクリートブロック工事作業			○			9/1 PM
044	タイル張り	010	タイル張り作業			○			9/1 AM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
086	防水施工	020	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	注3		○			8/18 PM
		070	シーリング防水工事作業	注3		○			
		110	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	注3		○			
		100	FRP防水工事作業	注3		○			
152	内装仕上げ施工	010	プラスチック系床仕上げ工事作業			○			8/25 AM
		020	カーペット系床仕上げ工事作業			○			
		030	鋼製下地工事作業	注2 注3		○			
		040	ボード仕上げ工事作業	注3		○			
		070	化粧フィルム工事作業			○			
049	熱絶縁施工	010	保温保冷工事作業	注3		○			9/1 AM
		020	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業			○			
131	ウェルポイント施工	010	ウェルポイント工事作業	注1			○ 8/25	○ 8/25AM	9/1 AM
065	貴金属装身具製作	010	貴金属装身具製作作業			○			8/25 AM
059	表装	020	壁装作業			○			9/1 AM
060	塗装	020	建築塗装作業			○			8/18 AM
		030	金属塗装作業			○			
		050	噴霧塗装作業			○			
119	フラワー装飾	010	フラワー装飾作業			○			9/1 PM

（38職種　72作業）

イ 3級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業	注3		○			7/14 AM
062	造園	010	造園工事作業	注1		○	○		7/14 PM
003	鋳造	010	鋳鉄鋳物鋳造作業	注1 注4	×	○	○		7/14 PM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
005	金属熱処理	010	一般熱処理作業	注1			○ 8/25	○ 8/18PM	8/18 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	注1			○ 8/25	○ 8/18PM	
		030	高周波・炎熱処理作業	注1			○ 8/25	○ 8/18PM	
006	機械加工	010	普通旋盤作業	注4	×	○			7/14 AM
		200	数値制御旋盤作業	注4	×	○			
		040	フライス盤作業	注4	×	○			
		120	平面研削盤作業	注4	×	○			
		230	マシニングセンタ作業			○			
123	工場板金	010	曲げ板金作業	注4	×	○			7/14 PM
010	めっき	010	電気めっき作業			○			7/14 PM
012	仕上げ	030	機械組立仕上げ作業	注4	×	○			7/14 PM
013	機械検査	010	機械検査作業			○			7/14 PM
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て作業			○			7/14 AM
184	シーケンス制御	010	シーケンス制御作業			○			7/14 PM
038	建築大工	010	大工工事作業			○			7/14 PM
040	とび	010	とび作業	注2		○			7/14 AM
041	左官	010	左官作業			○			7/14 AM
056	化学分析	010	化学分析作業	注4	×	○			7/14 AM
060	塗装	030	金属塗装作業			○			7/14 PM
112	舞台機構調整	010	音響機構調整作業	注1		○	○		7/14 PM
137	商品装飾展示	010	商品装飾展示作業			○			7/14 AM
119	フラワー装飾	010	フラワー装飾作業			○			7/14 PM

（19職種　25作業）

ウ 単一等級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP12、13を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
144	路面標示施工	010	溶融ペイントハンドマーカー工事作業			○			9/1 PM
111	塗料調色	010	調色作業	注1		○	○		9/1 PM
159	産業洗浄	010	高圧洗浄作業	注1		○		○ 8/18PM	8/18 AM

（3職種　3作業）

（3） 作業ごとの注意事項

注１　受検申請書（右票）実技試験写真票について

受検区分がA甲・A丙・Cの方は、実技試験写真票①・②のどちらにも記入し、写真をそれぞれ貼付してください。

注２　安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業（実技試験）

ア　以下の職種（作業）は労働安全衛生法第61条第１項に基づく資格証等を試験当日に携帯していなければ、原則として試験を受検することができません。

【ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯が必要な作業】

・鉄工（製缶作業）１級のみ	・工場板金（打出し板金作業）
・鉄工（構造物鉄工作業）	・電気機器組立て（変圧器組立て作業）
・工場板金（曲げ板金作業）※３級を除く	・建設機械整備（建設機械整備作業）

【ダイカスト金型の取付け等の作業に関し、玉掛け作業技能講習等、資格を証する書面の携帯が必要な作業】

・ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）１級のみ
※試験会場で使用する玉掛けの荷重が１t未満の場合は、次項イに示す特別教育の修了でも可

イ　以下の職種（作業）は労働安全衛生法第59条第３項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを提示するか又は特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告してください。

職種（作業）	特別教育の種類
・金属プレス加工（金属プレス作業）	動力プレス機械の金型取付け等
・鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）	アーク溶接
・切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業、超硬刃物研磨作業）	研削といしの取替え
・ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）※１級のみ	クレーン運転
・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）	研削といし（高速といし）の取替え等
・とび（とび作業）※３級のみ	足場の組立て等

注３　設備等の都合による受検申請の制限

次の作業の実技試験は、設備等の都合により定員がありますので、申請前に必ず実技試験委託団体に直接電話し、受検の可否を確認してください。

【実技試験委託団体（予定）問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
室内園芸装飾作業	愛知インドアグリーン協会	052-411-7821
陽極酸化処理作業	（一社）軽金属製品協会　名古屋事務所	0587-21-7790
ダクト板金作業	中部ダクト工業協同組合	052-801-8167
オフセット印刷作業	愛知県印刷工業組合	052-962-5771
ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052-501-1401
改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	〃	〃
ＦＲＰ防水工事作業	〃	〃
シーリング防水工事作業	中部シーリング工事業協同組合	052-201-7086
鋼製下地工事作業	(一社)全国建設室内工事業協会 中部支部	052-242-6780
ボード仕上げ工事作業	〃	〃
保温保冷工事作業	東海北陸保温保冷工業協会	052-201-3551

注４　受検者所属事業所等の協力により実技試験を実施する作業（個人での申請はできません）

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。この場合、以下の条件を満たすことが必要です。（ご協力いただけない場合は、実技試験を受検することができません。）

①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること

②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【受検者所属事業所等を利用して行う実技試験（すべての等級）】

作　業　名	
鋳鉄鋳物鋳造作業	
焼結作業	
普通旋盤作業	※１
数値制御旋盤作業	※２
フライス盤作業	※１
数値制御フライス盤作業	※２
平面研削盤作業	※２
円筒研削盤作業	※２
ホブ盤作業	※２
数値制御ホブ盤作業	※２
数値制御形彫り放電加工作業	※２
ワイヤ放電加工作業	※２
レーザー加工作業	※２
曲げ板金作業	
打出し板金作業	

作　業　名	
治工具仕上げ作業	※１
金型仕上げ作業	※１
機械組立仕上げ作業	※１
工作機械用切削工具研削作業	※２
超硬刃物研磨作業	※２
コールドチャンバダイカスト作業	
変圧器組立て作業	
内部ぎ装作業	
配管ぎ装作業	
電気ぎ装作業	
鉄道車両現図作業	
家具手加工作業	
木製建具手加工作業	
化学分析作業	

※上記作業の内、普通旋盤作業始め16作業（※１、※２）は、相互の複数作業を並行して実施可能ですが「※１の5作業」は、原則として１日１会場あたり、自社・他社あわせて受検者数の合計が３名以上で実施可能、「※２の11作業」は、１名でも実施可能とします。（※１の作業で受検者が３名集まらない場合は、当協会技能検定課までご相談ください。）

また上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等に上記①、②の協力をお願いする場合があります。

注３・注４ 以外の職種（作業）についても、試験場の設備、受検者数等の状況により、以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

①受付期間中に申込みを締切る　②受付期間終了後の抽選　③試験の中止

②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。

①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返しします。

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。

URL：https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=479

５受　検　資　格

実務経験年数は、令和６年４月16日現在で算定します。なお、実務経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場における作業のみならず、管理、監督、訓練、教育及び研究の業務や入職後に受けた訓練又は教育が含まれます。

（単位　年）

等級区分 ＼ 受検対象者（注１）		特　級	１　級			２　級		３　級	単一等級
		１級に合格した後の実務の経験年数	１級の受検に必要な実務経験年数			２級の受検に必要な実務経験年数		３級の受検に必要な実務経験年数（注７）	単一等級の受検に必要な実務経験年数
			直接１級を受検	２　級合格後	３　級合格後	直接２級を受検	３　級合格後（注7）		
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	0（注８）	3
専門高校卒業（注２） 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業			6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業（注２） 専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業			5			0		0	0
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）（注２） 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業			4			0		0	0
専修学校（注３）又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る）	800時間以上		6			0		0（注９）	1
	1,600時間以上		5			0		0（注９）	1
	3,200時間以上		4			0		0（注９）	0
短期課程の普通職業訓練修了（注４）（注10）	700時間以上		6			0		0（注６）	1
普通課程の普通職業訓練修了（注４）（注10）	2,800時間未満		5			0		0	1
	2,800時間以上		4			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了（注４）（注10）			3	1	2	0		0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了（注10）			1			0		0	0
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了（注10）			1（注５）			0（注５）		0	0
職業訓練指導員免許取得			1			－	－	－	0
長期養成課程の指導員養成訓練修了（注10）			0			0	0	0	0

（注１）　**検定職種に関する学科（P16参照）、訓練科又は免許職種に関するものに限ります。**

「検定職種に関する」の範囲については

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/ability_skill/ginoukentei/kansuru.html（「厚生労働省検定職種に関する」で検索できます）をご覧ください。

検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になります。

また、大学、短大、高校、専修学校等の卒業、各課程の職業訓練の修了、指導員免許の取得に係る実務経験年数は、卒業、修了、取得後の実務経験年数が対象となります。

（注２）学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。

（注３）大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。

（注４）職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成４年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなします。

（注５）短期養成課程の指導員養成訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限ります。

（注６）総訓練時間が700時間未満のものを含みます。

（注７）３級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者は、１年生から受検できます。また、３級技能検定については工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できます。３級の技能検定に合格した者は、在学中であっても、２級の受検資格が与えられます。

（注８）検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとします。

（注９）当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与します。

（注10）職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

（特記事項）

下位級合格後の実務経験年数は、対象とする下位級の合格発表日から、受付期間最終日までの期間の実務経験年数を計算します。

特例措置として、下位の等級の受検が前期で、受検資格が発生する年度における上位の等級の受検が後期である場合は、下位の等級の合格発表日が上位の等級の受付期間最終日の期日より後であっても、所定の実務経験年数に達しているものとみなします。

（例）○○検定職種に関して、５年前の前期に１級を受検して合格し、特級を受検する場合

◎受検資格について、ご不明な点は、当協会技能検定課までお問い合わせください。

技能検定職種に関する学科一覧表

技能検定受検資格に係る検定職種と学科の対応表です（Ｐ 14 注１関係）

職種名	検定職種に関する学科
園芸装飾	園芸科、フラワーデザイン科 ガーデニング科
造園	造園科
鋳造	や金科、金属工学科、機械科
金属熱処理	や金科、金属工学科、機械科
粉末冶金	や金科、金属工学科、機械科
機械加工	機械科
非接触除去加工	機械科
金属プレス加工	機械科
鉄工	金属工学科、機械科、造船科 建築科、土木科
建築板金	機械科、建築科
工場板金	機械科
めっき	金属工学科、工業化学科 化学工学科
アルミニウム陽極酸化処理	金属工学科、工業化学科 化学工学科
仕上げ	機械科
切削工具研削	機械科、木材加工科
機械検査	機械科
ダイカスト	や金科、金属工学科、機械科
電子機器組立て	電子科、電気科
電気機器組立て	電子科、電気科
シーケンス制御	電子科、電気科
産業車両整備	機械科
鉄道車両製造・整備	機械科、電気科、造船科、 自動車科
建設機械整備	機械科
家具製作	工芸科

職種名	検定職種に関する学科
建具製作	建築科、工芸科
印刷	印刷科
プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科
建築大工	建築科、大工科
とび	建築科
左官	建築科
築炉	建築科
ブロック建築	建築科
タイル張り	建築科
防水施工	建築科
内装仕上げ施工	建築科
熱絶縁施工	設備科、造船科 工業化学科、化学工学科 建築科
ウェルポイント施工	土木科、建築科
化学分析	工業化学科、化学工学科 農芸化学科
貴金属装身具製作	金属工芸科
表装	工芸科
塗装	建築科、工芸科、塗装科
路面標示施工	塗装科
塗料調色	塗装科
舞台機構調整	電子科、電気科、音響芸術科
産業洗浄	機械科、工業化学科、土木科 金属工学科
商品装飾展示	デザイン科、工芸科、美術科 造形科
フラワー装飾	園芸科、フラワーデザイン科 フラワービジネス科

（注）それぞれの学科に準ずる学科も含む。

6 試験の免除

（1） 技能検定試験の免除一覧表

ア 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	－	－	－	－	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	－	－	－	－	※1
1級	技能検定合格	－	学科の全部			－	
	実技試験のみ合格	－	実技の全部			－	※2
	学科試験のみ合格	－	学科の全部			－	※2
2級	技能検定合格	－	－	学科の全部		－	
	実技試験のみ合格	－	－	実技の全部		－	※2
	学科試験のみ合格	－	－	学科の全部		－	※2
3級	技能検定合格	－	－	－	学科の全部	－	
	実技試験のみ合格	－	－	－	実技の全部	－	※2
	学科試験のみ合格	－	－	－	学科の全部	－	※2
単一等級	技能検定合格	－	－	－	－	学科の全部	
	実技試験のみ合格	－	－	－	－	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	－	－	－	－	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあっては年度終わりまで）有効
※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。
注：免除資格の特殊な例を次頁に示します。

イ 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る）

「検定職種に関する」の範囲については、厚生労働省ホームページ（URLはP14（注1）参照）をご覧ください。

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			－	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	5年	学科の全部				学科の全部	※3
		2年	－	学科の全部			学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		学科の全部	※3
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	4年	－	学科の全部			学科の全部	※3
		1年	－	－	学科の全部		学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		－	※3
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年（2,800時間以上なら1年）の実務経験		－	－	学科の全部		学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		－	※3
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		－	学科の全部			－	※3
	2級技能士コース		－	－	学科の全部		－	※3
	単一等級技能士コース		－	－	－	－	学科の全部	※3
中央技能検定委員2年以上			－	実技の全部及び学科の全部			実技の全部 学科の全部	※1
都道府県技能検定委員2年以上			－	実技の全部			実技の全部	※1
技能五輪全国大会における技能証			－	実技の全部	－	－	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			－	－	実技の全部		－	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		－	－	実技の全部		－	※2
	学科部門の技能証		－	－	学科の全部		－	※2

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。
※2：有効期限が過ぎた技能証であっても有効
※3：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

ウ 他法令等関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		－	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般		－	－	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		－	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部		－	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		－	建築大工職種に係る学科試験の全部		－	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁の技能検定	1級の技能検定	－	和裁職種に係る実技試験の全部		－	－	
	2級の技能検定	－	－	和裁職種に係る実技試験の全部	－	－	

（2） 免除資格及び受検申請にあたっての特例

ア　免除資格の特例

（ア）学科試験問題が共通な作業について

2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

検定職種	学科試験共通作業
機械加工〔特記事項〕	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 立旋盤作業
	フライス盤作業 数値制御フライス盤作業
	ボール盤作業 数値制御ボール盤作業
	横中ぐり盤作業 ジグ中ぐり盤作業
	平面研削盤作業 数値制御平面研削盤作業 円筒研削盤作業 数値制御円筒研削盤作業 心無し研削盤作業
	ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業 歯車形削り盤作業 かさ歯車歯切り盤作業

検定職種	学科試験共通作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメーキング作業 婦人子供既製服縫製作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業 衛生白衣製造作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業 ビニルエステル樹脂積層防食作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業 テクニカルイラストレーションＣＡＤ作業
機械・プラント製図	機械製図手書き作業 機械製図ＣＡＤ作業

〔特記事項〕 平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格している場合は、当該４作業のすべての学科試験が免除の対象となる。

（イ）シーケンス制御作業について

令和４年度以前にシーケンス制御作業の学科試験または実技試験のいずれかに合格している場合は、経過措置により当該試験区分が免除の対象となります。（詳細はP19参照）

イ　受検申請にあたっての特例

2以上の作業を有する検定職種にあって、２以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているもの（上記アに示すもの）について、既に実技試験に合格している方が学科試験を受検する場合、受検しようとする作業が当該期の実施作業に掲げられていないものであっても、共通の学科試験が行われている作業のうち、１以上の作業が実施作業となっていれば、受検しようとする作業は受検できます。

※この場合、受検申請書には、実施公示している作業名ではなく、受検しようとする作業名を記入してください。

（3）「シーケンス制御職種」の受検資格等の取扱いについて

令和５年度（前期）から**「シーケンス制御職種」**が新設され、それまでの「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」は、「電気機器組立て職種」から分離独立し、**「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」**として新たに設置されました。

職種が別であるため、「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）は、経過措置に定める場合を除き、**「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」に合格した者とはみなされません。「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」**の受検申請にあたっては、この取扱いについて御留意ください。

なお、前述の経過措置の内容は、以下のとおりです。

> **１・２・３級**「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」**の片側合格者**（実技又は学科のみ合格）については、**同一級「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の片側合格とみなされ、**合格している方の試験が**免除**となります。

【Ｑ＆Ａ】

Ｑ１：**特級**「電気機器組立て職種」の片側合格者は、**特級「シーケンス制御職種」**の受検において片側の試験免除となりますか。

Ａ１：職種が別であるため、**免除は認められません。**

Ｑ２：**１級**「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）は、その合格後の実務経験５年で**特級「シーケンス制御職種」**を受検できますか。

Ａ２：職種が別であるため、**受検は認められません。特級「シーケンス制御職種」**を受検するためには、**１級「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」**の学科試験免除及び実技試験免除による受検申請（いわゆる**「Ｄ申請」**）を行い、**１級「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の合格**を得て、その合格後５年の実務経験（**「シーケンス制御職種」**に関するものに限る。）を経る必要があります。将来、**特級「シーケンス制御職種」**の受検をお考えの方は、あらかじめ「Ｄ申請」を行ってください。

なお、特級「電気機器組立て職種」の受検は、職種が同じであるため受検が可能です。（前述の「Ｄ申請」は不要。）

Ｑ３：２級「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）が、**１級「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」**の受検資格として、「下位級（２級）の合格を要件とした所定実務経験年数の短縮」（２級合格後２年の実務経験）を利用できますか。

Ａ３：職種が別であるため、受検に必要な実務経験の**短縮は認められません。**下位級（２級）合格による実務経験年数の短縮については、職種が同じである**「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」**の下位級（２級）合格が必要で、その合格日が実務経験年数の起算日となります。

なお、下位級（２級）**「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」**の合格を得るには、上記Ｑ２の回答にある「Ｄ申請」をあらかじめ行う必要があります。ただし、**「シーケンス制御職種」**に関する実務経験を令和４年度以前から通算することができますので、１級受検の場合、前職等を含め通算７年（通常所要年数）を経ていれば、下位級合格に関係なく**１級「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」**の受検が可能であり、そもそも「Ｄ申請」も不要です。

7 受検申請関係書類の記載方法と記載例

申請書記載例と併せてご覧ください。

①受検申請日

申請書の申請年月日は、当協会へ提出する日（令和6年4月3日～4月16日）を記入してください。

②職種番号・職種名並びに作業番号・作業名

Ｐ６～１１の「実施職種（作業）一覧」を参照し、正確に記入してください。

③氏名

貼付する本人確認書類の氏名欄と同じ字体（漢字やローマ字）で記入してください。

例：本人確認書類：渡邊　→　適切な例：渡邊

→　不適当な例：渡辺、渡邉

④住所・携帯電話（電話）番号

アパート、マンション名、号室を含め（他県の住所は県名を含む）て記入してください。

また、携帯電話（電話）番号も記入してください。

⑤学歴

中学校、高校あるいは大学の最終のものを必ず記入してください。

なお、最終学歴が大学院の場合は、大学の学歴（学科名）も併記してください。

（大学院は「技能検定職種に関する学科」の対象になりません。）

⑥訓練歴

ア　職業能力開発促進法に基づく職業訓練のみを記入してください。

イ　技能照査合格で学科試験の免除申請をする場合は、必ず記入してください。

⑦職歴

受検に関するもののみを対象とし、現在のものから順に記入してください。

特に職務内容の欄は、検定職種との関わりがわかる内容を記入してください。

（不適当な記載の例：生産技術、製造、現場監督、営業、販売）

通算の実務経験年数が、受検に必要な年数を満たすまで記入してください。

⑧試験の免除

試験の免除を受けることのできる資格の名称、取得年月日、番号を正確に記入してください。

また、その証明書の写しを必ず添付してください。

⑨雇用保険被保険者及び在校生（2級は愛知県在校生）

２級又は３級の**実技試験を受検される23歳未満の方のみ**、いずれかにチェックしてください。

⑩本人確認書類（受検申請書の氏名欄と同じ字体（漢字やローマ字）のもの）

次のいずれかの書類を拡大せずに原寸でコピーして貼付けてください。

本人確認書類の写しが貼付されていない受検申請書は受理できません。

本人確認書類の種類（太ゴシックは推奨書類です）

ア　**運転免許証**、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）

その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）

イ　特別永住者証明書、在留カード

ウ　**健康保険被保険者証**

エ　**生徒手帳、学生証**（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）

オ　外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

※在校生、訓練生は（エ）生徒手帳の写しを貼付けしてください。

教師が申請書をとりまとめて提出する場合等は、他の本人確認書類の写しでも差し支えありません。

⑪受検区分

ご自分の受検しようとする区分を○で囲んでください。

⑫手数料

該当する実技試験、学科試験の記号を○で囲んでください。

令和６年度前期より受検申請書の様式をB4サイズからA3サイズに変更しました。
昨年までの様式（B4 サイズ）は使用できません。

・申請書記載方法と、併せてご覧ください。

●記入事項を修正する場合は、二本線で消して余白に正しく記入してください。（訂正印不要）

①

２級技能検定受検申請書

愛知県知事殿　　技能検定を受検したいので申請します。　　令和 ６ 年 ４ 月１６日

◎技能検定受検案内と裏面の記入上の注意をよく読んでから記入してください。

◆受検者情報　※氏名は本人確認書類と同じ字体（漢字やローマ字）で記入してください。

②

職種番号	０ ０ ６	検定職種	機械加工	受検番号	※記入不要
作業番号	２ ０ ０	作業名	数値制御旋盤　作業		

③

フリガナ	（姓）ケンテイ	（名）タロウ	生年月日
氏名	検定	太郎	昭和・(平成) 13 年 4 月 5 日生
			年齢 満 23 歳　性別 (男) 女

④

	〒451 － 0035	携帯電話（電話）（ 090 ） 1234 － 5678
住所	都道府県 名古屋市西区浅間二丁目３－１４	※職場コード
	マンション検定３棟１０５号室	

◆受検資格

⑤⑥⑦

	学校名	学科又は課程	所在地	在学期間
学歴	(最終のもの) 能力工業高等学校	機械科	愛知県	昭・平・(令) 29 年 4 月～ 昭・平・(令) 2 年 3 月 (卒業)・在学中
	【在学中】は、該当する番号を○で囲む　①高等学校　②専門課程　③短大・高専　④大学			
				年 月～ 年 月卒業
	訓練施設名	科名	所在地	訓練期間
訓練歴	(最終のもの) 開発高等技術専門校	機械系機械加工科	愛知県	昭・平・(令) 2 年 4 月～ 昭・平・(令) 3 年 3 月 (修了)・訓練中
	【訓練中】は、該当する番号を○で囲む　⑤短期課程　⑥普通課程　⑦専門課程　⑧応用課程			
	事業所名	職務内容	所在地	在職期間
職歴	(現在のもの) （株）能力開発	(検定職種に関するもの) 機械加工	名古屋市西区浅間１ 電話(052)000－0000	昭・平・(令) 5 年 1 月～ 昭・平・(令) 6 年 4 月 （ 1 年 3 か月）
	技能検定（株）	〃	名古屋市中区錦３－１	R3 年 4 月～ R4 年 3 月 （ 1 年 0 か月）

3級技能検定合格　検定職種・作業名・合格年月日・番号		実務年数・分類	受検資格判定	
職種	年 月 日	※記入不要		※記入不要
作業	第 号	年 か月（ ）		

◆試験の免除　※受検区分がB・C・Dの方は必ず記入し、証明書等の写しを添付してください。

⑧

学科試験	免除種類・区分	該当する番号を○で囲む　(①)学科試験合格　②技能検定合格　③技能照査合格　④職業訓練指導員免許　⑤その他			
	試験・検定・免許等の名称及び科名	２級 数値制御旋盤作業	合格し免許を受けた年月日・番号	免除資格判定	※記入不要
			R４ 年 10月 6 日 愛知 第 600 号		
実技試験	免除種類・区分	該当する番号を○で囲む　⑥実技試験合格　⑦技能証　⑧技能検定委員歴　⑨その他			
	試験・検定・免許等の名称及び科名		合格し免許を受けた年月日・番号	免除資格判定	※記入不要
			年 月 日 第 号		

◆23歳未満の方（本年4月1日現在）　※実技試験を受検する方のみチェック☑してください。

⑨

愛知県内に在住する学生（生徒等）又は、県内の学校に在学する学生（生徒等）である	□はい　☑いいえ

◆本人確認書類

⑩⑪⑫

貼付欄

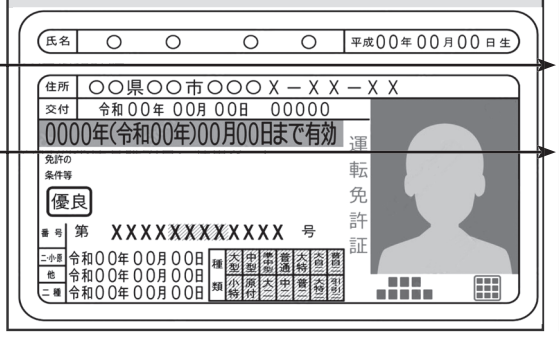

◆受検区分、受検手数料、申請区分
※該当する番号又は記号を○で囲んでください。

受検区分	A甲 ①	実技・学科とも受検	B ④	学科受検（実技免除）
	A乙 ②	学科のみ受検（免除なし）	(C) ⑤	実技受検（学科免除）
	A丙 ③	実技のみ受検（免除なし）	D ⑥	実技・学科とも免除
手数料	実技	(ア) 18,200 円	イ 13,700 円	
	学科	ア 3,100 円		

申請区分	事業所・団体番号
(1) 事業所　2 団体　3 公共 公立学校　4 個人	23
とりまとめ事業所名・団体名	
（株）能力開発	

２級学科試験写真票

受検区分がA甲・A乙・Bの方は記入

（右票）

検定職種
機械加工
作業名
数値制御旋盤　作業
受検番号
※記入不要
氏名
フリガナ　ケンテイ　タロウ
検定　太郎
生年月日
昭・(平) 13年　4月　5日
事業所名（在籍校名）
（株）能力開発
（所在地）名古屋市西区浅間１
電話（052）000－0000
写真
6年4月撮影
確認欄
※記入不要　試験中 □
とりまとめ事業所名・団体名
（株）能力開発　個人

２級実技試験写真票①

受検区分がA甲・A丙・Cの方は記入

検定職種
機械加工
作業名
数値制御旋盤　作業
受検番号
※記入不要
氏名
フリガナ　ケンテイ　タロウ
検定　太郎
生年月日
昭・(平) 13年　4月　5日
事業所名（在籍校名）
（株）能力開発
（所在地）名古屋市西区浅間１
電話（052）000－0000
写真
6年4月撮影
確認欄
※記入不要　受付 □　試験中 □
とりまとめ事業所名・団体名
（株）能力開発　個人

２級実技試験写真票②

受検案内の職種（作業）一覧の実技試験形式（製作等作業試験・判断等試験・計画立案等作業試験）が２種類以上ある作業で、受検区分がA甲・A丙・Cの方は記入

検定職種
機械加工
作業名
数値制御旋盤　作業
受検番号
※記入不要
氏名
フリガナ　ケンテイ　タロウ
検定　太郎
生年月日
昭・(平) 13年　4月　5日
事業所名（在籍校名）
（株）能力開発
（所在地）名古屋市西区浅間１
電話（052）000－0000
写真
6年4月撮影
確認欄
※記入不要　受付 □　試験中 □
とりまとめ事業所名・団体名
（株）能力開発　個人

⑬写真票

ア　学科試験・実技試験の両方を受検する方（A甲）は、学科試験写真票・実技試験写真票①を記入し、写真２枚を貼付してください。※

イ　学科試験のみ受検する方（A乙、B）は、学科試験写真票のみを記入し、写真１枚を貼付してください。

ウ　実技試験のみ受検する方（A丙、C）は、実技試験写真票①のみを記入し、写真１枚を貼付してください。※

エ　学科試験・実技試験の両方免除の方（D）は、学科試験写真票のみを記入してください。写真は不要です。

※実施職種（作業）一覧（P６～１１）で実技試験形式（製作等作業試験・判断等試験・計画立案等作業試験）が２種類以上記載されている場合は、「実技試験写真票①」・「実技試験写真票②」のどちらにも記入し、写真をそれぞれ貼付してください。

◆実技試験形式が２種類以上の作業◆

造園工事作業、鋳鉄鋳物鋳造作業（３級）一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業、焼結作業、数値制御旋盤作業（１、２級）、数値制御フライス盤作業、数値制御ホブ盤作業、マシニングセンタ作業（１、２級）、数値制御形彫り放電加工作業（１級）、ワイヤ放電加工作業（１級）、金属プレス作業、コールドチャンバダイカスト作業、変圧器組立て作業、電気ぎ装作業（１級）、建設機械整備作業、真空成形作業、ウェルポイント工事作業、調色作業、音響機構調整作業、高圧洗浄作業

入学・卒業年早見表

令和６年（２０２４年）

①早生まれの方は、１年さかのぼってください。　入学時４月、卒業時３月です。
②年齢は誕生日以降の満年齢です。　誕生日前の年齢は「１」を引いてください。

生　年	年齢	中学　高校　大学	生　年	年齢	中学　高校　大学
昭 30（ 1955 ）	69	昭 43 ～ 昭 46 ～ 昭 49 ～ 昭 53	昭 57（ 1982 ）	42	平 7 ～ 平 10 ～ 平 13 ～ 平 17
昭 31（ 1956 ）	68	昭 44 ～ 昭 47 ～ 昭 50 ～ 昭 54	昭 58（ 1983 ）	41	平 8 ～ 平 11 ～ 平 14 ～ 平 18
昭 32（ 1957 ）	67	昭 45 ～ 昭 48 ～ 昭 51 ～ 昭 55	昭 59（ 1984 ）	40	平 9 ～ 平 12 ～ 平 15 ～ 平 19
昭 33（ 1958 ）	66	昭 46 ～ 昭 49 ～ 昭 52 ～ 昭 56	昭 60（ 1985 ）	39	平 10 ～ 平 13 ～ 平 16 ～ 平 20
昭 34（ 1959 ）	65	昭 47 ～ 昭 50 ～ 昭 53 ～ 昭 57	昭 61（ 1986 ）	38	平 11 ～ 平 14 ～ 平 17 ～ 平 21
昭 35（ 1960 ）	64	昭 48 ～ 昭 51 ～ 昭 54 ～ 昭 58	昭 62（ 1987 ）	37	平 12 ～ 平 15 ～ 平 18 ～ 平 22
昭 36（ 1961 ）	63	昭 49 ～ 昭 52 ～ 昭 55 ～ 昭 59	昭 63（ 1988 ）	36	平 13 ～ 平 16 ～ 平 19 ～ 平 23
昭 37（ 1962 ）	62	昭 50 ～ 昭 53 ～ 昭 56 ～ 昭 60	平 元（ 1989 ）	35	平 14 ～ 平 17 ～ 平 20 ～ 平 24
昭 38（ 1963 ）	61	昭 51 ～ 昭 54 ～ 昭 57 ～ 昭 61	平 2（ 1990 ）	34	平 15 ～ 平 18 ～ 平 21 ～ 平 25
昭 39（ 1964 ）	60	昭 52 ～ 昭 55 ～ 昭 58 ～ 昭 62	平 3（ 1991 ）	33	平 16 ～ 平 19 ～ 平 22 ～ 平 26
昭 40（ 1965 ）	59	昭 53 ～ 昭 56 ～ 昭 59 ～ 昭 63	平 4（ 1992 ）	32	平 17 ～ 平 20 ～ 平 23 ～ 平 27
昭 41（ 1966 ）	58	昭 54 ～ 昭 57 ～ 昭 60 ～ 平 元	平 5（ 1993 ）	31	平 18 ～ 平 21 ～ 平 24 ～ 平 28
昭 42（ 1967 ）	57	昭 55 ～ 昭 58 ～ 昭 61 ～ 平 2	平 6（ 1994 ）	30	平 19 ～ 平 22 ～ 平 25 ～ 平 29
昭 43（ 1968 ）	56	昭 56 ～ 昭 59 ～ 昭 62 ～ 平 3	平 7（ 1995 ）	29	平 20 ～ 平 23 ～ 平 26 ～ 平 30
昭 44（ 1969 ）	55	昭 57 ～ 昭 60 ～ 昭 63 ～ 平 4	平 8（ 1996 ）	28	平 21 ～ 平 24 ～ 平 27 ～ 平 31
昭 45（ 1970 ）	54	昭 58 ～ 昭 61 ～ 平 元 ～ 平 5	平 9（ 1997 ）	27	平 22 ～ 平 25 ～ 平 28 ～ 令 2
昭 46（ 1971 ）	53	昭 59 ～ 昭 62 ～ 平 2 ～ 平 6	平 10（ 1998 ）	26	平 23 ～ 平 26 ～ 平 29 ～ 令 3
昭 47（ 1972 ）	52	昭 60 ～ 昭 63 ～ 平 3 ～ 平 7	平 11（ 1999 ）	25	平 24 ～ 平 27 ～ 平 30 ～ 令 4
昭 48（ 1973 ）	51	昭 61 ～ 平 元 ～ 平 4 ～ 平 8	平 12（ 2000 ）	24	平 25 ～ 平 28 ～ 平 31 ～ 令 5
昭 49（ 1974 ）	50	昭 62 ～ 平 2 ～ 平 5 ～ 平 9	平 13（ 2001 ）	23	平 26 ～ 平 29 ～ 令 2 ～ 令 6
昭 50（ 1975 ）	49	昭 63 ～ 平 3 ～ 平 6 ～ 平 10	平 14（ 2002 ）	22	平 27 ～ 平 30 ～ 令 3 ～ 令 7
昭 51（ 1976 ）	48	平 元 ～ 平 4 ～ 平 7 ～ 平 11	平 15（ 2003 ）	21	平 28 ～ 平 31 ～ 令 4 ～ 令 8
昭 52（ 1977 ）	47	平 2 ～ 平 5 ～ 平 8 ～ 平 12	平 16（ 2004 ）	20	平 29 ～ 令 2 ～ 令 5 ～ 令 9
昭 53（ 1978 ）	46	平 3 ～ 平 6 ～ 平 9 ～ 平 13	平 17（ 2005 ）	19	平 30 ～ 令 3 ～ 令 6 ～ 令 10
昭 54（ 1979 ）	45	平 4 ～ 平 7 ～ 平 10 ～ 平 14	平 18（ 2006 ）	18	平 31 ～ 令 4 ～ 令 7 ～ 令 11
昭 55（ 1980 ）	44	平 5 ～ 平 8 ～ 平 11 ～ 平 15	平 19（ 2007 ）	17	令 2 ～ 令 5 ～ 令 8 ～ 令 12
昭 56（ 1981 ）	43	平 6 ～ 平 9 ～ 平 12 ～ 平 16	平 20（ 2008 ）	16	令 3 ～ 令 6 ～ 令 9 ～ 令 13

・技能検定作業別申請区分表記載例

受検者を抽選で決定する作業がある場合は、作業毎に１枚ずつ申請区分表を作成してください。
（当協会ホームページに随時掲載します。）

白色：様式１	標準受検手数料【特級・１級・２級・３級・単一等級】
ピンク色：様式２	減額受検手数料【２級・３級】

令和６年４月１日において、23歳未満の方〔２級（愛知県在校生）・３級〕で実技試験を受検する場合は、減額受検手数料〔様式２〕を使用してください。
とりまとめ申請の場合は、減額対象の申請書と標準手数料の申請書は区別して、それぞれ専用の申請区分表を添付してください。

当協会から付与するとりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、
とりまとめる受検申請者数が2名以下の場合は、原則として個人申請扱いとなります。

〔記載例：個人申請の場合〕

令和６年度　前期　技能検定作業別申請区分表

様式1

標準受検手数料

A甲	実技・学科とも受検	A丙	実技のみ受検（免除なし）	C	実技受検（学科免除）
AZ	学科のみ受検（免除なし）	B	学科受検（実技免除）	D	実技・学科とも免除

等級【 特級、1級、2級、3級、単一等級、五輪 】、作業ごとに記入してください。
↓【特級】は職種番号のみ記入してください。（作業番号は記入不要）

等級	職種番号 / 作業番号	作業名（【特級】は職種名）	A甲	AZ	A丙	B	C	D	五輪	（注1）五輪併願は○印	（注2）在校生は○印
2 級	006 / 010	普通旋盤作業	1								
級											
級											
級											
計			1								

受ける等級をご記入ください。

受検者を抽選で決定する作業は、
当協会ホームページに随時掲載します。

受検手数料							
実技	一般	18,200 円 × 1 件 = 18,200 円	審査 ※記入不要
	3級在校生（23歳以上）	12,100 円 × 件 = 円	
学科		3,100 円 × 1 件 = 3,100 円	領収証No. ※記入不要
合計金額		21,300 円	

所在地 ★個人申請は自宅住所	〒 451 － 0035 名古屋市西区浅間2丁目3-14　マンション検定123号
事業所団体名 ★個人申請は個人名	事業所団体番号 / フリガナ　ケンテイ　タロウ / 検定　太郎
担当者 ★個人申請は記入不要	者名）
電話・FAX ★個人申請は携帯番号のみ	TEL（　　）　－ / FAX（　　）　－ / 携帯番号（ 090 ）1234 － 5678
メールアドレス	taro@avada.or.jp
【振込の方】実際に振込する際の名義をご記入ください。【現金書留の方】領収書の宛名をご記入ください。（領収書は上記住所へ返送します。）	フリガナ　ケンテイ　タロウ / 検定　太郎
★個人申請の方のみ記入（右記に☑してください）	業界団体が講習会等を実施する場合があります。その場合、案内のために個人情報（氏名、住所、電話番号等）を先方に提供してよろしいですか。 ☑ はい ☐ いいえ

自宅住所・個人名をご記入ください。

日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
可能な限りメールアドレスもご記入ください。

必ずどちらかにチェック☑してください。

現金書留の場合は、
領収書の宛名をご記入ください。

（注1）五輪と併せて技能検定2級試験を申請する方は、技能検定2級試験のみ申請する方と行を分けて記入してください。
（注2）在校生単価（12,100円）は23歳以上の3級在校生のみに適用されます。在校生と非在校生は行を分けて記入してください。

〔記載例：とりまとめ申請の場合〕

令和６年度　前期　技能検定作業別申請区分表

様式1

標準受検手数料

A甲	実技・学科とも受検	A丙	実技のみ受検（免除なし）	C	実技受検（学科免除）
A乙	学科のみ受検（免除なし）	B	学科受検（実技免除）	D	実技・学科とも免除

等級【 特級、1級、2級、3級、単一等級、五輪 】、作業ごとに記入してください。

↓【特級】は職種番号のみ記入してください。（作業番号は記入不要）

等級	職種番号 / 作業番号	作業名（【特級】は職種名）	受検区分別人数 A甲	A乙	A丙	B	C	D	五輪	（注1）五輪併願は○印	（注2）在校生は○印
1 級	006 / 010	普通旋盤作業	1			1					
1 級	012 / 010	治工具仕上げ作業	2	1							
2 級	006 / 010	普通旋盤作業	1			2					
2 級	006 / 010	普通旋盤作業	2							○	
2 級	012 / 010	治工具仕上げ作業				2	3				
級											
級											
級											
級											
級											
計			6	1		5	3				

等級をご記入ください。

職種・作業番号の若い番号順にご記入ください。

受検者を抽選で決定する作業がある場合は、
作業毎に１枚ずつ申請区分表を作成してください。
（当協会ホームページに随時掲載します。）

受検手数料									審査
実技	一般	18,200	円	×	9	件	=	163,800 円	※記入不要
	3級在校生（23歳以上）	12,100	円	×		件	=	円	
学科		3,100	円	×	12	件	=	37,200 円	領収証No. ※記入不要
合計金額								201,000 円	

所在地 ★個人申請は自宅住所	〒 460 － 0001 名古屋市中区三の丸3-1-2
事業所団体名 ★個人申請は個人名	事業所団体番号 23 / フリガナ ノウリョクカイハツ (株)能力開発
担当者 ★個人申請は記入不要	（部課名） 技能検定課 / （担当者名） 愛知　太郎
電話・FAX ★個人申請は携帯番号のみ	T
メールアドレス	
【振込の方】実際に振込する際の名義をご記入ください。【現金書留の方】領収書の宛名をご記入ください。（領収書は上記住所へ返送します。）	フリガナ カ)ノウリョクカイハツ (株)能力開発
★個人申請の方のみ記入（右記に☑してください）	業界団体が講習会等を実施する場合があります。その場合、案内のために個人情報（氏名、住所、電話番号等）を先方に提供してよろしいですか。 ☐ はい ☐ いいえ

受検票・合格通知書等の送付先となります。

担当者は代表者１名のみでお願いします。
（複数名記入しないでください。）

振込の場合は振込する際の名義、現金書留の場合は領収書の宛名をご記入ください。

（注1）五輪と併せて技能検定2級試験を申請する方は、技能検定2級試験のみ申請する方と行を分けて記入してください。

（注2）在校生単価（12,100円）は23歳以上の3級在校生のみに適用されます。在校生と非在校生は行を分けて記入してください。

8 技能五輪愛知県大会参加案内

技能五輪愛知県大会は、青年技能者（原則23歳以下）の技能レベル日本一を競う技能五輪全国大会に参加する代表選手を選抜する大会です。

技能五輪全国大会は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、子どもや若者に対し、優れた技能に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として、毎年開催されています。

（1）職種及び参加料

競技職種	対応する技能検定			参加料
	職種番号	作業番号	職種名 （作業名）	
機械組立て	012	030	仕上げ （機械組立仕上げ作業）	18,200円 ※1）13,700円
旋盤	006	010	機械加工 （普通旋盤作業）	
フライス盤	006	040	機械加工 （フライス盤作業）	
構造物鉄工	008	020	鉄工 （構造物鉄工作業）	
タイル張り	044	010	タイル張り （タイル張り作業）	
自動車板金	123	020	工場板金 （打出し板金作業）	
曲げ板金	123	010	工場板金 （曲げ板金作業）	
電子機器組立て	015	010	電子機器組立て （電子機器組立て作業）	
工場電気設備	016	030	電気機器組立て （配電盤・制御盤組立て作業）	
左官	041	010	左官 （左官作業）	
家具	124	010	家具製作 （家具手加工作業）	
建具	125	010	建具製作 （木製建具手加工作業）	
貴金属装身具	065	010	貴金属装身具製作 （貴金属装身具製作作業）	
フラワー装飾	119	010	フラワー装飾 （フラワー装飾作業）	
※2）洋裁	025	010	婦人子供服製造（検定は非公示） （婦人子供注文服製作作業）	
とび	040	010	とび （とび作業）	

16職種

※1）表中の「対応する技能検定職種（作業）」がある職種の参加料は、23歳未満の愛知県在校生に限り減額が適用されています。
※2）対応する技能検定は非公示のため、参加を希望される方は申込前にご相談ください。

（2） 参加資格

平成13年（西暦2001年）１月１日以降に生まれた者で、愛知県内に在住又は愛知県内に所在する事業所に勤務している者

（3） 参加申込み

申込期間

令和６年４月３日（水）から４月16日（火）まで〔土・日曜日を除く〕

〔申請書を窓口で提出する場合〕

受付時間：午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時30分まで

〔申請書を郵送する場合〕

令和６年４月12日（金）まで必着

（4） 提出書類等

ア　技能五輪愛知県大会参加申込書（協会所定の用紙）

本人確認書類の写しを左下の貼付欄に貼付けてください。

※技能五輪と併せて2級技能検定を受検する方は、2級技能検定申請書に「五輪」と朱記してください。（技能五輪参加申込書と2級技能検定申請書の両方を提出いただく必要はありません）

イ　事業主の推薦書

１事業所（団体）から２人以上参加する場合は連名でも結構です。

ウ　ガス溶接を行う職種については、労働安全衛生法第61条第１項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証）を競技当日に携帯してください。

エ　参　加　料

〔申請書を窓口で提出する場合〕

参加申込書の審査後、５月17日頃までに請求書を発送します。受検手数料を指定された銀行口座へ期日までにお振り込みください。（振込手数料はご負担ください）

〔申請書を郵送する場合〕

４月12日（金）まで（必着）に参加料を入れた小封筒（封入金額を明記）と提出書類を同一の封筒に入れて、現金書留として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。

（5） 競技実施日

令和６年６月６日（木）から 令和６年９月８日（日）までの間で、愛知県職業能力開発協会が指定する日

（6） 競技課題

技能検定２級と同一又はこれに準じた程度の課題とします。

（7） 全国大会への参加

この愛知県大会において優秀な成績を収めた方は、希望により全国大会出場の推薦を受けることができます。

なお、一部職種について会場設備等の都合で参加者数が制限されること、参加者が多数の場合に、全国大会の主催者による２次予選会が開催されることがあります。

（8） 特　　典

技能検定対応職種について一定水準以上の成績を収めた方には技能証が交付され、２級技能検定職種（作業）の実技試験が免除されます。

（9） 表　　彰

愛知県大会で優秀な成績を収めた方は、愛知県知事又は愛知県職業能力開発協会長から表彰されます。

＜付録＞
1　よくあるご質問

◆受検申請に関するＱ＆Ａ◆

Q1.受検申請は、愛知県内に在住または在勤している者に限られますか？
A1.どなたでも受検申請はできます。ただし、抽選等により、申請受付人数の制限を行う場合には、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先します。

Q2.2つ以上の試験を受検することはできますか？
A2.同時に2職種（作業）以上受検申請することは原則としてできません。2つ以上の作業で受検申請をした場合は、試験日等が重複する可能性があります。試験日等が重複した場合の試験日の調整や受検手数料の返却はできません。

Q3.受検申請書に貼る写真は、スマートフォン・デジタルカメラで撮影したものでもいいですか？
A3.スマートフォン・デジタルカメラで撮影した写真でも構いませんが、顔が鮮明に写った写真を貼るようにお願いします。（サイズ：縦4cm×横3cm）写真の裏面に級、作業名、氏名を書いてから貼ってください。
【不適当な写真】帽子、サングラス等を着用している。背景が無地でない。写真が縦又は横に引き延ばされている。顔部分が小さい（概ね1cmに満たない）。

◆試験免除に関するＱ＆Ａ◆

Q1.実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した場合の有効期限はいつまでですか？
A1.1級・2級・3級・単一等級は、制度が変更にならない限り有効期限はありません。ただし、特級に限り、合格日から5年間の有効期限があります。合格通知書は免除資格の証明書となりますので大切に保存してください。

Q2.受検申請書提出後に免除資格があることが分かりました。追加で免除になりませんか？
A2.申請受付期間中であれば速やかに当協会へご連絡ください。申請受付期間を過ぎた場合は免除できません。

◆受検に関するＱ＆Ａ◆

Q1.試験日及び試験会場は決まっていますか？
A1.受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。（全国統一実施日で行う学科試験及び一部の実技試験を除く）
試験日時や試験会場は、受検票の発送をもっての通知となります。
なお、受検者の都合による試験日時や試験会場の変更はできません。

Q2.試験問題や受検票を紛失しました。再発行は可能ですか？
A2.再発行はできません。試験日まで大切に保管してください。

Q3.申請後に、受検申請書に記載した内容が変わりました。どうすればいいですか？
A3.住所や氏名、連絡先等が変わった場合は、当協会へ速やかにご連絡ください。

◆受検手数料に関するQ＆A◆

Q1.試験日に出席できなかった場合、受検手数料は返してもらえますか？
A1.受検者の都合により受検しなかった場合は、返還することができません。また、受検の権利を来年度へ繰り越すこともできません。

Q2.受検手数料は課税対象ですか？
A2.受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象となります。

◆結果に関するQ＆A◆

Q1.試験結果はどのようにしてわかりますか？
A1.技能検定合格者は愛知県労働局産業人材育成課のホームページに受検番号が合格発表日より1か月間掲載されます。また技能検定合格者及び実技・学科試験いずれか一方に合格された方は、当協会からとりまとめ事業所・団体を経由して、合格通知書を送付します。（個人申請の場合は直接送付します。）

Q2.不合格の場合は通知がありますか？
A2.不合格の方への通知はありません。

◆その他に関するQ＆A◆

Q1.受検のための講習会は愛知県職業能力開発協会で開催していますか？
A1.当協会は試験実施機関であるため講習会等は開催しておりません。ただし、一部の職種については、各業界団体などで開催している場合がありますので、当協会までお問い合わせください。

Q2.受検勉強のための参考書や問題集はないでしょうか？
A2.一部の職種のみですが参考書や問題集があります。また、過去3年度分の試験問題を有料で提供しています。当協会ホームページに掲載してありますので参考にしてください。
また、中央職業能力開発協会の技能検定試験問題公開サイトで過去の試験問題を閲覧することができます。URL：https://www.kentei.javada.or.jp/

Q3.合格証書を紛失してしまいました。再交付はどのような手続きが必要ですか？
A3.合格証書の再交付の手続きについては、下記連絡先へお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞
愛知県労働局産業人材育成課
電話 ： 052-954-6375
URL ： https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/saikouhu.html
（技能検定合格証書及び技能士章の再交付について）

2 技能検定試験参考図書等のご案内

技能検定受検の参考のため、図書の販売を行っています。お申込みにあたっては、当協会のホームページにてご確認ください。
URL：https://www.avada.or.jp/project/ability_evaluation/examination/

3　技能検定受検申請書類記入チェックシート

書類提出の前に必ず各項目をチェックして確認してください。

記入漏れや誤り、書類の不足等があると、受検申請を受理できない場合があります。

<table>
<tr><th colspan="2">「技能検定受検申請書」の確認（受検案内P20～22参照）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">必須</td><td>次の必須項目は記入しましたか
<table>
<tr><td>職種番号
作業番号 □</td><td>検定職種
作業名 □</td><td>フリガナ
氏名 □</td><td>生年月日
年齢 □</td><td>性別 □</td></tr>
<tr><td>住所
電話番号 □</td><td colspan="3">学歴（学校名・学科又は課程・所在地・在学期間） □</td><td>受検区分 □</td></tr>
<tr><td colspan="3">職歴（事業所名・職務内容・所在地・在職期間）
※在校生等は除く □</td><td>手数料 □</td><td>とりまとめ
事業所名団体名 □
（個人申請は不要）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>本人確認書類の写しを貼付しましたか。
また氏名欄は、申請書に記入した氏名と同じ字体（漢字やローマ字）ですか。 □</td></tr>
<tr><td>職務内容欄は検定職種との関わりがわかる内容ですか
（不適当な記載の例：生産技術、製造、現場監督、営業、販売） □</td></tr>
<tr><td>実技試験受検手数料減免の有無等による受検手数料は確認しましたか □</td></tr>
<tr><td>「学科試験写真票」・「実技試験写真票」の所定欄に必要事項を記入し、写真を貼付しましたか（免除の申請をする試験の枠には写真は貼らないでください） □</td></tr>
<tr><td>受検申請書は、減免の有無、等級、作業、受検区分別に整理してありますか □</td></tr>
<tr><td rowspan="2">該当者</td><td>合格内容（下位等級等）は記入しましたか（受検資格として必要な場合のみ） □</td></tr>
<tr><td>試験免除欄を記入しましたか □</td></tr>
<tr><th colspan="2">「技能検定作業別申請区分表」の確認（受検案内P2・P24～25参照）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">必須</td><td>申請区分表は作成しましたか
（受検者を抽選で決定する作業がある場合は、作業毎に１枚ずつ作成してください） □</td></tr>
<tr><td>申請する等級、実技試験受検手数料減免の有無と申請区分表の様式は合っていますか □</td></tr>
<tr><td>等級、作業、受検区分別人数は、受検申請書の枚数と合っていますか □</td></tr>
<tr><td>所在地・会社名・担当者名・電話番号は記入しましたか
【個人の場合】自宅住所・氏名・電話番号・メールアドレス □</td></tr>
<tr><th colspan="2">提出書類の確認</th></tr>
<tr><td rowspan="2">必須</td><td>技能検定受検申請書 □</td></tr>
<tr><td>技能検定作業別申請区分表 □</td></tr>
<tr><td rowspan="2">該当者</td><td>★受検資格証明書類の写し（下位等級の合格証書等） □</td></tr>
<tr><td>★免除資格証明書類の写し（合格通知書等） □</td></tr>
</table>

★印の書類はA4用紙にコピーした写しを当該受検者の申請書にクリップで留めてください。

※郵送の方は、受検手数料を入れた小封筒（封入金額を明記）と上記提出書類を同一の封筒にいれ、郵便局窓口から現金書留として送付ください。

受検案内・受検申請書等の配布場所

下記施設にて３月１日から配布を開始します。
※土・日曜日・祝日は休みです。ただし、愛知県県民相談・情報センターは土・日曜日もご利用いただけます。
（開設時間は午前９時から午後４時30分まで）

愛知県県民相談・情報センター
〒460-0001　名古屋市中区三の丸二丁目3-2
愛知県自治センター１階　☎052-962-5100

海部県民事務所広報コーナー
〒496-8531　津島市西柳原町1-14
海部総合庁舎１階　☎0567-24-2112

知多県民事務所広報コーナー
〒475-8501　半田市出口町1-36
知多総合庁舎１階　☎0569-21-8111

西三河県民事務所広報コーナー
〒444-8551　岡崎市明大寺本町1-4
西三河総合庁舎１階　☎0564-27-0800

東三河総局広報コーナー
〒440-8515　豊橋市八町通5-4　東三河県庁
（東三河総合庁舎）１階　☎0532-52-7337

新城設楽振興事務所広報コーナー
〒441-1365　新城市字石名号20-1
新城設楽総合庁舎１階　☎0536-23-8700

受検案内・受検申請書等の配布及び得点の開示場所

愛知県労働局産業人材育成課
〒460-8501　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県庁本庁舎２階南東側　☎052-954-6375

受検案内・受検申請書等の配布、申請書提出先及び問合せ先

技能検定及び技能五輪愛知県大会について詳しくは、下記へお問い合わせください。

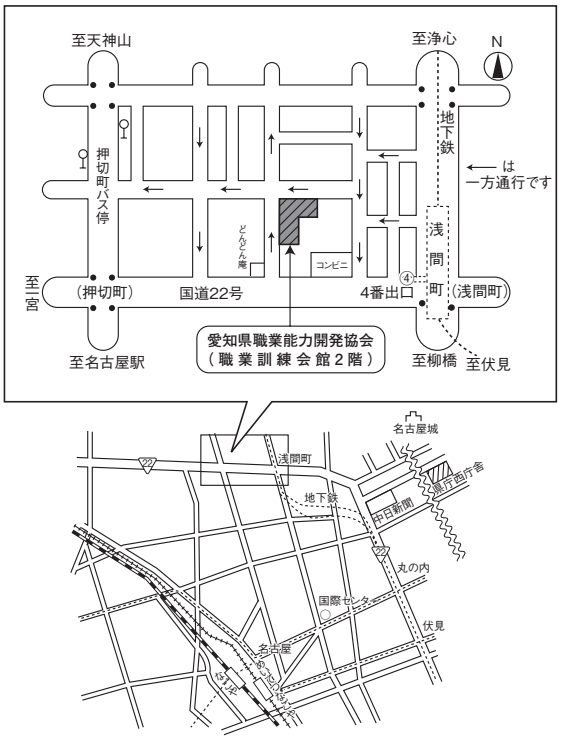

愛知県職業能力開発協会
技能検定課（定期試験G）
〒451-0035
名古屋市西区浅間二丁目３番14号
（愛知県職業訓練会館内）
電　話：052-524-2034
ＦＡＸ：052-325-5788
ＵＲＬ：https://www.avada.or.jp
メール：kentei@avada.or.jp

【交通のご案内】
●地下鉄：鶴舞線「浅間町」駅下車
４番出口から徒歩５分
●市バス：名古屋駅　７番のりば
黒川ゆき、茶屋ヶ坂ゆき、浄心町ゆき、
西部医療センターゆき
（４区目）押切町下車　徒歩５分